

〈池田泉州〉ICキャッシュカード(タイプC)特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、池田泉州キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては池田泉州キャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは池田泉州キャッシュカード規定の定義に従います。

2. ICチップ提供機能の利用範囲

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他の端末(以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。))を利用する場合に、提供されます。なお、池田泉州キャッシュカード規定第1条に定める支払業務提携先・振込業務提携先のうち、一部の支払業務提携先・振込業務提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合、当該ATMまたはCDでは池田泉州キャッシュカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

3. 1日あたりの払戻限度額の適用区分

当行は、当行および支払業務提携先のATMまたはCDを利用した現金払い戻しおよび振込において、当行の定めにより1日あたりの限度額を設けるものとします。また、当行の定めによりICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ適用するものとします。

4. 代理人カード

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。本人が法人である場合には、社内の代理人1名に限ります。))による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人もしくはお届けの法人代表者から代理人の氏名、暗証を届けてください。この場合、当行は代理人のためのICキャッシュカード(以下、「代理人カード」といいます。))を本人力

ードと同一券種で発行します。

- (2) 代理人は池田泉州キャッシュカード規定第1条に規定されている預金取引の一切について本人を代理できる権限を有するものとし、本人は代理人の行った預金取引が代理権の範囲外であることを当行に対して主張することはできません。
- (3) 代理人に対する代理権授与を取り消した場合(代理人が本人と生計をともにする親族ではなくなった場合を含む。))には、池田泉州キャッシュカード規定第10条3項の規定に従い、直ちに当行に届出てください。本人は届出以前に代理権が消滅したことを当行に対して主張することはできません。
- (4) 代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名を入力しない場合は本人名義となります。

5. ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

6. ICチップ読取不能時の取り扱い等

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

7. カード発行手数料

カード発行(再発行)にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。当行所定の期間に、利用手数料のお引き落としができない場合、カードのご利用を停止することがあります。

以上
(2012年9月現在)